

[事案 30-158] 疾病入院給付金支払請求

・平成 31 年 1 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

不眠症について疾病入院給付金が支給されなかったことを不服として、疾病入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

災害を原因とした入院中に不眠症の治療を受けたため、平成 11 年 4 月に契約した終身保険にもとづき入院給付金を請求したが、災害入院給付金しか支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院した全期間分の疾病入院給付金を支払ってほしい。

(1) 災害入院特約と疾病入院特約は、給付金の重複支給が可能な保険であり、単独の場合については約款に支給の条件が記載されているが、災害と疾病が重複した場合には記載がないため、災害入院中に病気になり治療を受けても、それが入院の必要性があるかわからない。

(2) 過去にも同じ内容での疾病入院給付金の支給実績がある。

<保険会社の主張>

本入院は、入院実態を確認の上、疾病入院給付金の支払要件を満たしていないと判断したので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各特約は一方が他方を排除するものではなく、各給付金の支払いについては各特約の支払要件に照らして判断されることになるが、本入院が約款に定める「入院」（自宅での治療が困難なため、常に医師の管理下において治療に専念すること等）に該当するとは認められず、過去の入院は本入院の支払判断に影響せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。